

GF EVENT

公開講座

憲法学から読み解く “Me Too” 現象

2018年7月5日（木）、ジェンダーフォーラムは、聖学院大学教授の石川裕一郎先生（憲法学）をお招きし、共通教養科目「法と人権」（徳永貴志准教授担当）との共催で「憲法学から読み解く “Me Too” 現象～日本とフランスの事例を手がかりに～」と題する講演会を開催した。

2017年10月5日付のThe New York Times紙がアメリカの映画プロデューサーによる女優たちに対する性犯罪疑惑を報道したのをきっかけに、それまで報復などを恐れて沈黙を余儀なくされていた被害者たちが声をあげ始めた。そして、アメリカの女優アリッサ・ミラノがTwitterで、“#me too” とハッシュタグをつけて呼びかけたのに呼応して、性暴力被害を告発する動きが世界中に拡大していったのである。2018年1月、アメリカのゴールデングローブ賞授賞式に出席した女優たちが、黒いドレス姿で性暴力への抗議を表明したことは記憶に新しい。

石川先生は、ヨーロッパにおける#me too運動についても、フランスやイタリアでの報道を例に挙げて詳しく紹介された。また、フランスの女優カトリーヌ・ドヌーヴによる#me too運動に対する批判的な発言なども取り上げられた。ただ、フランスと日本の#me too運動をフィルターにして両国のジェンダー意識を比較すると、日本ではフランスよりもはるかに女性の地位が低く、性被害の実態も表面化しにくいことがよくわかる。

石川先生が日本の事例として挙げたのは、自らのレイプ被害を告発したジャーナリスト伊藤詩織さんの事件である。諸外国のメディアは、日本のメディアがこの事件を無視する状況自体に注目したそうである。例えば、イギリスのBBC放送が2018年6月28日に『日本の隠された恥』という

タイトルのドキュメンタリーを放送した。また、海外の新聞では、フランスのLe Monde紙、Le Figaro紙、イタリアのCorriere della Sera紙、アメリカのThe New York Times紙等がこの事件と日本におけるその受けとめ方を大きく報じている。同性である女性たちの一部が伊藤詩織さんに対して冷たい反応を示し、現職の政治家が伊藤さんを誹謗中傷する内容の発言をネット上で行うなど、日本では社会全体でセカンドレイプを行っているのではないかと指摘するものまであるそうだ。欧米では、現職の国会議員がセカンドレイプを容認するような発言を行った場合、政治生命が絶たれかねない大問題になるが、日本ではそうならないことがまさに、こうした問題に対する日本人の意識を如実に表していると石川先生は指摘されていた。

日本国憲法は、14条の「法の下での平等」に加え、24条において「男女平等」を明記している世界的にも稀有な憲法だそうだ。戦前の家制度における女性の地位の低さをよく知るGHQのベアテ・シロタ・ゴードンが、憲法制定に際して、憲法24条のもととなる条文を書いたことはよく知られている。しかし、日本の性犯罪に関する裁判例を見ると、



▲ タイムリーな話題に熱心に聞き入る学生たち

男女平等が実現しているとは到底言えないものが少なくな
い。

例えば、父から娘に対する性暴力事件の裁判の中には、
家庭の性暴力をほぼ認めているような判決がみられる（新
潟育児殺害事件・新潟地裁2018年3月7日判決）。また、女
性風俗嬢が自身の命を守るために男性を殺害した事件で正
当防衛を主張した裁判では、風俗嬢は密室における男性に
よる暴力を覚悟しているはずだとして実刑判決が下されて
いる（池袋買春男性殺害事件・東京地裁1987年12月18日判
決。控訴審では執行猶予付き有罪判決）。さらに、セクハラ
事件において、女性はそれぐらいのことはかわせないとい
う（横浜セクハラ事件・横浜地裁1995年3月24日判決）。これ
らの判決から透けて見えるのは、裁判の場が男目線で仕切
られており、法自体が男社会の産物だということである。

レイプ事件でも、男にとって都合のいい解釈がまかり通
り、レイプ神話が今も根強く残っている。レイプ加害者
は、見ず知らずの他人よりも知り合いであることが少なく
なく、そのためレイプで強く抵抗しなかったのは女性も同
意していたからではないかとみなされることも珍しくない。
刑法によって処罰されるレイプであるためには、女性が死
ぬ気で抵抗していなければならないそうである。男性から
の性暴力をやり過ごすテクニックを女性の側が身につけ
なければならないというのは、いかにも男性にとって都合
の良い理屈であり、女性の方もこうした偏った考えを自
己に内面化している傾向がある。このような考え方に基
づいて法制度が構築され、司法もそれに追従しているのが
現在の日本の法曹界である、と石川先生は分析されていた。
そして、憲法の視点から「個人の尊重」を基礎に考えるこ
とによって、こうした日本の状況を少しでも改善してい
かなければならないと述べて、講演を締めくくられた。

（阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ）

（徳永貴志・経済学科）



▲ 石川裕一郎先生

人権侵害としてのAV出演強制問題

～岡恵さん特別講演

『日本における人身取引の中の性的搾取』で考えたこと～

ジェンダーフォーラムと現代社会学科が共催した、特別
講演『日本における人身取引の中の性的搾取——相談支援
の現場から』は、人身取引がいかに現代日本社会で身近に
あるものかを物語るものだった。

2018年7月12日（月）、「性の人類学」（馬場淳准教授担
当）の時間を使って開催されたこの特別講演では、PAPS
（ポルノ被害と性暴力を考える会）の相談支援員・岡恵さ
んにご登壇頂いた。岡さんはそのPAPSで相談事業に携わる
ケースワーカーだ。アダルトビデオ（以下AV）に無理やり
出演させられそうになった人や出演させられた人からの相
談を受け、被害者支援に従事している。ここでは岡さんが
お話し下さったAV出演強制問題の現実を報告する。

10年程前に、「JKビジネス」が取沙汰された。「JK」と
は「女子高校生（Joshi Koukousei）」のことだ。「JKリフ
レ」「JKお散歩」など楽しそうな響きもあるが、実は女子
高校生と大人とが、金銭を介して、性的に密着した関わり
を持つことで、未成年に対する買春行為にあたり問題視
された。当時、高校生の岡恵さんは「なぜお金を出す大人
たちについて何も言わないの」と訝しく思ったそうだ。そ
して大学院生の時、東南アジアでのフィールドワークで、
岡さんは日本人による児童買春の現実を目の当たりにし
た。人身取引は、私たちの身近にある。

AVを含む性産業に巻き込まれた被害者からのPAPSへの
相談件数は、2018年8月現在500件を超える。AV業界へのリ
クルートは、スカウトや錯誤のある広告に端を発する。迷
惑防止条例などで、街頭でのあからさまなスカウトは禁止
されたが、手口はより巧妙になっており、一般的なアイドル
やモデルへのリクルートを装っている。リクルートされ
た若者たちは、健全なアイドル活動ができると信じ、業界
プロダクションは全うな雇用取引を装い面倒見のよいプロ
ダクションとして関係を築く。しかし出演するのがAVであ
ることを被害者が知った時には、「親や学校に言ってやる」
「おまえのせいでみんなが迷惑する」「AV女優を差別して
いるのか」「違約金を払えるのか」など、被害者の良心の
呵責をも利用する恫喝や脅し、さらには巧妙で悪辣な手口
で無理やりAVに出演させるのだ。話を聞いていると、社会
経験の少ない若い女性がAV業者によって追い詰められてい
く様子はあまりにリアルで、とてもショックだった。

一度インターネットに流出したAVは、不法なものであっ

でも完全に消し去ることが出来ない。規制のない海外のサーバーを経由して配信するなど巧妙化し、完全なAVの販売停止、画像・動画の削除は極めて困難な状態にある。そのため恐怖と絶望のあまり自殺を考える被害者もいる。しかし、PAPSに相談を寄せる被害者は多くの中のごく一部なのだ。

今の日本社会は暴力的な性情報が溢れる反面、性をタブー視され、相談する場もない。日本社会は被害者が声を上げにくい環境にある。AV業界のリクルーターは、今日も若者の集まる街で言葉巧みに声をかけている。被害者にとっては、日常で起きた被害であり落ち度はない。しかし出演させられたある女子大学生は通学する大学において女優名で声をかけられた。出演者と消費者の距離が極めて近いのがAVの特徴である。膨大な数のAVが日々生産され、湯水のように消費される。大量生産には、その数に見合う出演者が必要であるから、悪質な手口を用いてまで確保しようとするのだろう。

2014年、AV出演を拒絶した女性がAVプロダクションから2400万円を超える違約金を請求され、原告が敗訴する裁判があった。この裁判や今回の講演から思うに、AV業者は完全にビジネスと割り切っているのか悪びれる様子もなく冷酷だ。「人権」などまるで念頭になく、あたかもモノのように取り扱い無感情に撮影を遂行してマーケットで利益を上げることのみを考えているように受け取れる。「性」が膨大な利益のために搾取されているのだ。確かに、AV女優が演技している「商業作品」もあるだろう。しかし意に反したAV出演強要の事例があまりに多すぎる。被害者をレイプした映像を売りに出すなど、もはや表現活動ではない。

岡さんは問題の底流には日本社会での人権意識の低さがあると分析する。「性的搾取」は「人権侵害」だという意識が希薄で、性の商品化が公然と容認されているという現実がある。さらに子どもの性の商品化に対する意識は、前述した日本人の東南アジアでの児童買春の問題にも繋がる。他人の「性」を自らに都合の良いように解釈する歪んだ考え方を私たちの社会からなくしていくには、まだ時間がかかりそうだ。

弱い立場の人の人格を蔑み、性を搾取し支配したり消費したりする態度は、AVだけの問題だろうか。いや総てはそこかしこで繋がっている。これ以上の悲劇を生み出さないためにも、みんなが尊重される社会に変えていかなければならない。それには、勇気を振り絞って、声を上げなくてはならないと強く思う。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)



▲ 講演で配布された啓発・予防パンフレット

GF EVENT

公開講座

同性結婚の現在について考える ～アメリカ合衆国の事例を中心に～

12月13日(木)、4時限と5時限に渡り石原圭子先生(東海大学)による標記タイトルの公開講座を開催しました。4時限は、同性婚をめぐりアメリカで争われた裁判を追ったドキュメンタリー映画『ジェンダー・マリアージュ』(短縮版)を鑑賞し、石原先生に解説していただき、5時限はそれを受けて石原先生のご講義という二本立て。『ジェンダー・マリアージュ』の内容と見事に噛み合い、とても充実した内容でした。

アメリカ社会で、他のキリスト教文化圏、ことに同じアングロサクソン文化圏のイギリスと同様、長い間「犯罪」として扱われていた同性愛ですが、1970年代以降、急激にいくつかの州で脱犯罪化が進みます。2003年、連邦最高裁が同性愛者としてプライバシーを侵害されてはならないとして、テキサス州法に違憲判決を下します。脱犯罪化のこの段階は、同性愛者にもプライバシーの権利を認めさせること



▲ 東海大学 石原圭子先生

が焦点でした。次なる目標は、同性愛者が公的権利を獲得することです。これは、法的なパートナーシップを求め、同性婚の実現を目指す運動となりました。ハワイ州のようにいち早く同性婚を認めた州もありましたが、その後の揺り戻しなど様々な紆余曲折を経て、ようやく2015年連邦最高裁判所の判決により、すべての州で同性結婚が認められることとなります。彼らが同性結婚を求めたのは、公的なパートナーとして認められないと相続権、医療の決定権などを行使できないからでした。講義では、同性婚裁判の法廷で語られた判事の弁論が紹介されました。結婚の価値を認めるか否かには様々な意見があるでしょうが、それでも敢えて結婚を求める同性愛者は「結婚を深く尊重しているからこそ自分のために実現したい」と願っているのだとケネディ判事は締めくくりました。判事の力強い弁論には、言説の重さが尊重される文化の底力を垣間見た思いがしました。

以下、受講生からのコメントを少しだけ紹介しましょう。ほとんどの受講生は、つい最近まで同性愛が犯罪だったということに衝撃を受けていました。「これは、決して古代や中世の話ではなく、先進国において最近まで存在していた事実なのです」「……生殖行為に機能を果たせないなら、それは「愛」と呼んではいけないのか？認められないのか？……生殖行為に機能を果たせない人を認めることができないならば、病気などで子どもに恵まれない人も含めて差別していることにつながり、同性愛者のみではなく、その方々も含めての問題にしなければならない」「Yes. We can! のWeには、黒人、白人、同性愛者、異性愛者などすべての人が含まれていることを初めて知った」等々、熱い感想がたくさん寄せられました。改めて日本の現状について思いをいたす機会にもなったようです。聴講された市民の方々も、いい勉強の機会になったと大いに満足されたようです。

(宮崎かすみ・総合文化学科)



▲ 講座の様子

GF EVENT

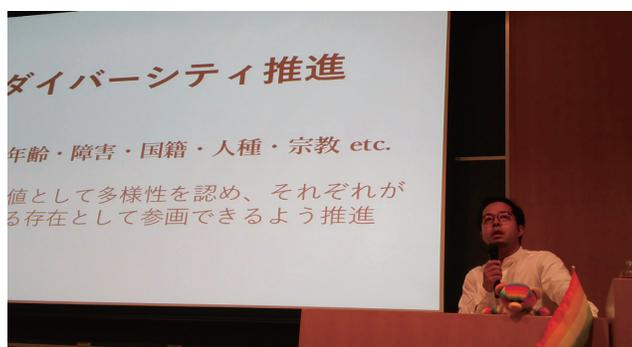
ハラスメント防止研修 『筑波大学LGBT対応ガイドライン』に学ぶ

2018年11月1日(木・5限)にハラスメント防止研修が行われ、「法と人権」(共通教養科目)の受講者と教職員、約140名が参加しました(主催:和光大学ハラスメント防止委員会/共催:和光大学ジェンダーフォーラム)。

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど様々なものがありますが、2018年度のテーマは「LGBT」に対するハラスメントにしました。性的指向や性自認にもとづくハラスメントへの対応は、和光大学ではまだ十分になされていません。他方、筑波大学は、『LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン』をいち早く作成し、きめ細かい対応を行っています。そこで、このガイドラインの作成者である河野禎之(かわのよしゆき)先生をお招きし、先進事例に学ぶ機会を作ることになりました。

筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターで相談や支援に携わっておられる河野先生のお話は、わかりやすく実践的でした。たとえば、カミングアウトされたときには「どうして自分に話してくれたのかを聞いてみて」とおっしゃっていました。これは、対話が促されることで互いへの理解が深まり、ひいてはアウトイング被害を防ぐことにつながるという点で、たいへん有益なアドバイスだと思いました。

(杉浦郁子・和光大学ハラスメント防止委員長)



▲ 筑波大学 河野禎之先生



▲ 研修会の様子

特別講演

『メディアの女性と過労死』から考える労働問題

12月4日（火）、現代社会学科専門科目「ジェンダーとメディア」（竹信三恵子教授担当）で、特別講演『メディアの女性と過労死』が行われた。過労が原因で亡くなったNHKの記者・佐戸未和さんの母・恵美子さんのお話に続き、過労死の社会的背景を坪由美子弁護士に解説していただいた。

恵美子さんによると佐戸記者は当時、都庁の記者クラブに所属し、炎天下のなか選挙の取材で共産党と無所属の候補者を担当していた。この選挙は無所属候補が多く出馬していたため取材は繁忙を極め、残業が月200時間を超える激務であったようだ。さらに、佐戸記者は、職場では最年少でかつ唯一の女性ということもあり雑務を当然のようにやらされていた。2013年7月24日、過労によるうっ血性心不全で亡くなった。31歳の若さであった。

記者は取材のために長時間働いて当たり前、労働時間は自己責任として、会社は自らの責任を認めようとしなかった。世界に名だたるメディアが、実は旧態依然とした労働環境であり、社員の命が犠牲になっても、反省の態度すら見せないという実態には驚かされた。

労働基準法では、労働時間は一日8時間までとされている。しかし、坪弁護士によると、「働き方改革」で導入された「高度プロフェッショナル制度」は、こうした規制をなくすことで残業代をゼロにし、過労死を誘発する恐れがあるという。首相は「岩盤規制にドリルを」として、こうした規制の撤廃を目指すのが、これは労働者の睡眠時間や自由時間を削るドリルであり、人々の命や生活を破壊するものだという。



▲ 佐戸未和記者の母 恵美子さん

生命を軽んじる社会や会社はまるで軍隊のようである。こうした働き方は、女性が抱えてきた育児や家事などの家庭の無償労働や、生活するための時間を無視するジェンダー差別的労働時間制度でもあり、それが過労死につながる。労働時間のあり方は、生命、健康、生活のみならず、家族、社会の在り方をも左右する最重要事項であるという認識をもって、生活時間を取り戻す運動を起こす当事者になってほしいという坪弁護士から学生たちへの呼びかけには説得力があった。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)



▲ 坪由美子弁護士

市民講座

デートDV講座

「デートDV講座」は、町田市男女平等推進センターと和光大学ジェンダーフォーラムが長年共同で取り組んできた公開講座である。

今年度は2018年11月22日（木）に、NPO法人BONDプロジェクトの橘ジュンさんを講師にお迎えして開催した。橘さんは、行き場を失い渋谷などの繁華街をさまよう10代の少女たちのために、彼女たちと同世代のスタッフによる電話やメールによる相談を行ったり、シェルターを運営したりされている。また、このような実態を世に示すための講演活動もされている。

渋谷は、買い物や食事などで気軽に訪れることも多い繁華街であるが、家族からの虐待により、家庭に居場所を失った少女たちが身の危険に晒されながらさまよう街でもある。橘さんはそうした少女たちを助けるべく活動をされているが、今回の講演では、まず子どもにとって安息の場であるはずの家庭が実は暴力の温床となっていると喝破した。

親から子に対する暴力は、「殴る」という行為ばかりではない。「食事を与えない」「家から追い出す」といった形でも行われる。そうした親密な場での暴力（DV）からなんとか逃れるために少女たちは街に出る。しかし、そこでも暴力の被害にあうという現実がある。それはあたかも暴力のスパイラルのようである。最初は小さいと感じられた暴力が大きな渦を巻くようにして巨大化していく状況は、暴力の標的になった者を渦の底へとどんどん貶めていくのである。

2018年7月に行ったPAPSによるAV出演強要問題の講演でも、繁華街がAV女優をリクルートする舞台であると紹介されていた。ごく身近に、はびこる暴力は相互に独立したものでもかけ離れたものでもない。それぞれはつながりあい、力関係の強弱を作り出して、差別や暴力を生み出している。自分もそんな社会の一員であることを自覚し、暴力的な社会構造をなくすためには、どうすればいいのかをしっかりと考え、行動しなくてはいけないと思った。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)



▲ BONDプロジェクト 橘ジュン氏

GF EVENT

2018年度卒論発表会

2019年1月16日（水）にジェンダーフォーラム主催の卒論発表会を開催しました。今年度は、澤飯絢子さん（総合文化学科『「カサブランカ」からみるジェンダー——男同士の絆の物語』）、水川弘貴さん（総合文化学科『刑事ドラマのホモソーシャル性』）、藤井ゆきこさん（総合文化学科『やせなければならない女性たちとジェンダー』）の3名に報告をお願いしました。

澤飯さんと水川さんの論文は、映像作品を「ホモソーシャル」という視点から分析する、という手法を使っています。ホモソーシャルとは、男性間に見られる親密な社会関係のこ

とで、その関係性を維持するさいにホモフォビア（同性愛嫌悪）とミソジニー（女性蔑視）が発動されます。

澤飯さんは、ラブ・ロマンスと戦意高揚を描いた映画として知られる『カサブランカ』が、実は男性同士の絆の深まりと男性の自己陶酔を描いていること、ヒロインは、大義のために信念を貫く男たちを結びつける単なるアイテムにすぎず、交換財として人生を翻弄されること、したがってヒロインは無力な存在になり果てていること、などを具体的なシーンを取りあげながら丁寧に読み解いています。

水川さんは、刑事ドラマに見られるホモソーシャル的表現を分析することで、その変遷をたどりました。1970年から80年代半ばの『太陽にほえろ』『西部警察』などでは、男性同盟的な共同体が犯罪者集団と戦うという設定において、タバコの共有（間接キス！）や男の腕の中での殉職など、男同士の熱い絆が直接的に描かれていました。『相棒』などのバディモノでも、男2人の友情が主題で、女性は周縁化されています。しかし、近年の女性刑事ドラマは新しい女性像を描くものとして注目に値する、と水川さんは論じました。

藤井さんの研究は、女性の「やせ」を賛美する価値観とそれを増幅するマス・メディアが、気軽なダイエットと摂食障害の垣根を低くしている、という問題意識にもとづいています。10代・20代の女性向けの雑誌記事やTV番組は、相変わらずダイエットを煽っていますが、その一方で、ソーシャルメディアは「女性の美」と「やせ」を関連づけるジェンダーを相対化する可能性をもつことが考察されています。藤井さんは、SNSでの多様な価値観の発信、問題をともに解決する自助的なサークルの発生などに期待を寄せています。

(杉浦郁子・現代社会学科)



▲ ジェンダーフリースペースでの卒論発表会

WAKO LGBTs コミュニティの活動報告

WAKO LGBTs コミュニティは、2016年度に、LGBTQ+当事者学生どうし、またアライ学生たちがつながる場を大学内に設置しようという有志が、ジェンダーフリースペースでの毎週水曜日のランチ会から始めた和光大学LGBTサークルです。2018年度も毎週水曜日に活動してきました。

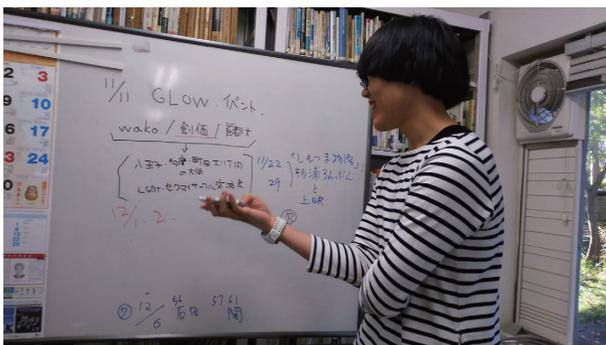
2018年6月には、早稲田大学・法政大学・創価大学・大東文化大学・玉川大学・文教大学・和光大学の7大学合同LGBTサークル交流会を主催し、他大学とのつながりを深めました。

2018年11月28日には、映画『ジェンダー・マリアージュ』鑑賞会を和光大学G棟ジェンダーフリースペースにて行いました。『ジェンダー・マリアージュ』は、2015年6月、アメリカ全州で同性婚が容認されるまでを撮影したドキュメンタリー映画です。裁判の上で「結婚は子供を持つためにするもの」「同性同士の親に育てられた子供に悪影響を及ぼす」といった同性婚反対派による意見が出た際には、多くのメンバーが眉を顰めました。日本では、2015年から渋谷区でスタートし、現在では11ヶ所で導入されている同性パートナーシップ制度ですが（2018年12月現在）、異性間の婚姻や同性婚と比べて法的拘束力は弱く、改善の余地があるとともに、より広い地域での施行が求められています。近年は同性婚についての議論が活発化していますが、今一度、この問題に対する知識と歴史について学ぶ必要性を実感しました。

WAKO LGBTsコミュニティでは、2019年度以降もランチ会や勉強会、交流会を行う予定です。今後もLGBTQ+・アライのつながりの場所として活動していきます。

(石田悠真・現代社会学科学生)

(藤井ゆきこ・総合文化学科学生)



▲ イベントを企画するWAKO LGBTsコミュニティの学生

2018年度 GF読書会活動報告

今年度は「日本のフェミニズムの代表的な作品を読む」をテーマに、1880年代から1990年代までの40余に及ぶ文献を読み、日本のフェミニズムの100年以上にわたる歴史を振り返りました。昨年度までは女性の自伝的作品を前期に1作品、後期に1作品じっくりと掘り下げて読みこむというスタイルでしたが、今年度は特別。たくさんの文献を読みました。

前期は、戦前編として「女性解放の産声」「愛と性」「母性保護論争」「労働と政治」「全体主義と女性」というテーマのもと、『青鞥』や『女学世界』、『婦人公論』、『戦時婦人読本』などといった雑誌に寄せられた論評等を読みました。あの有名な「原始女性は太陽であった」全文（勉強不足な私はタイトル部分しか知りませんでした。）、平塚らいてう、与謝野晶子、山川菊栄らの母性保護論争（という名のガチ喧嘩?）、国が女性の社会参加を「銃後の務め」に利用していく様子など、29もの論評から、この時代の女性と社会との関わりを知ることができたように思います。

後期は、初回に「日本のフェミニズムの歴史を概観する」をテーマに、井上輝子先生から講義をうけ、以後、戦後編として「主婦論争」、「リブの叫び・フェミニズムの問い」、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツと女性に対する暴力」、「労働市場での性差別」、「ジェンダーとセクシュアリティ」、「表現とメディア」というテーマのもと、15の文献を読みました。家事労働の定義、ウーマンリブ、女性学の息吹を感じ、国による人口政策、労働政策が家父長制的社会のなかでいかに女性の意思と体を傷つけているかを知り、国語辞典の用例には、だいたい女性蔑視的表現が多いことなどを知ることができました。

11月には、井上先生が日墨女性学交流セミナーに参加



▲ 懇親会で今年度を振り返る読書会メンバー

されるためメキシコへ行かれている間に、杉浦郁子先生の論文『映画「下妻物語」に描かれる女同士の友情——親密性をめぐる誤読の快楽と政治』を読み、映画鑑賞を行い、意見交換を行いました。

それから、うれしいことに後期から3人の新しいメンバーを迎えました。次年度も読書会はますますパワーアップして活動してまいります。

(下野道代・GF読書会メンバー)

わっているのです。その他の学会を調べれば、同じようなつながりを見出せるはずで

こうして、和光大学ジェンダーフォーラムが社会や学会の動向と直接的／間接的に連動していることがわかっていただけだと思います。そして今後も、学内の教育研究の充実をはかりつつ、さまざまな外部の方を招聘し、交流し、外とつながる活動をしていこうと思った次第です。

(馬場淳・現代社会学科)

編集後記

今号を編集し終えて、2018年度も多くのイベントを開催してきたことに改めて思いをはせ、感慨にひたっています。これも、担当教員とスタッフ・職員、GF読書会が日頃から企画・運営に力を注いできたことの賜物です。また今号では学生たちの「WAKO LBGTs サークル」をはじめで紹介しましたが、このことはサークル活動が軌道に乗ったことを意味するものであり、陰から見守ってきた身としては嬉しい限りです。

もう一つ思ったのは、このジェンダーフォーラムの活動が社会現象や時事問題を反映していることはもちろんのこと、学会とも通じるものがあるということです。教員がどこそこの学会員であるという単純なことを言っているのではありません。学会発表の内容や発表者がこのジェンダーフォーラムとつながっているということです。試しに、日本ジェンダー法学会の第16回学術大会（於：立正大学）を取り上げてみましょう。2018年12月1・2日に開催されたこの学術大会は、私の他にGF読書会メンバーや本学非常勤講師の方も参加していましたが、今年はいつになく盛り上がったように思えます。今大会のワークショップの一つは、今号でも取り上げたMe Too運動をテーマにしました（「Me Too運動の現状と課題の日韓比較」）。テーマの重なり合いは、Me Too運動が世界規模の社会現象となったことから、それほど驚くことではないかもしれませんが、人とのつながりも見出されます。全体のシンポジウムⅡ「メディアとジェンダー」には、前号で取り上げた志田陽子先生が「メディア表現とジェンダー・セクシュアリティ問題」と題してご登壇されていました。またシンポジウムⅠ「性売買と人権・平等」は中里見博先生が企画したのですが、この先生は今号（および前号）でも登場したPAPS（NPO法人・ポルノ被害と性暴力を考える会）に深く関

INFORMATION

公開講座・イベントの告知・報告など、GF活動の情報は和光大学ジェンダーフォーラムの公式ホームページ（下記）に随時アップしております。なお同じホームページから、『GF通信』のバックナンバー（PDF）を閲覧・入手することができます。

URL：<http://www.wako.ac.jp/organization/gender/>

※和光大学ジェンダーフォーラムへのお問合せ
gen-free@wako.ac.jp

GF読書会へのお誘い

週1回ジェンダー関連の文献輪読会を、和光大学ジェンダーフリースペースで行っています。新規メンバーの募集は、毎年2回（4・9月）です。参加にあたっては、会費（内容によって変動）と、半期に一度、レジュメなどの資料を伴った発表をお願いしています。関心のある方は、詳しい説明をしますので、メールでご連絡ください。

連絡先：gen-free@wako.ac.jp（阿野）